

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		自己情報の開示請求に対する決定		
根拠例規及び条項		多治見市個人情報保護条例(平成 8 年条例第 25 号) 第 15 条第 1 項		
所 管 部 課 名		総務部 総務課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市個人情報保護条例第 13 条		
	基 準	条例第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定による。		
	設定年月日	平成 15 年 2 月 18 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	同条例第 15 条第 1 項の規定により 14 日 (閉庁日を含む。) 以内。ただし、年末年始等やむを得ない理由があるときは、同条第 2 項の規定により 28 日以内。		
	内 訳	経由機関 日 (機関名 ) 協議機関 日 (機関名 ) 処分機関 14 日以内又は 28 日以内		
	設定年月日	平成 15 年 2 月 18 日	最終変更年月日	
備 考				